

医療機関等との関係の透明性に関する指針について

一般社団法人 日本血液製剤機構(以下、JB)は、「善意と医療のかけ橋 私たちは善意の献血による血液製剤を通じ高い倫理観と使命感をもって人びとの健康に貢献します」という基本理念のもとに、社会から信頼される法人をめざしています。その実現のためには、医薬品の研究開発から製造販売に至るすべての段階で、医療機関・医療関係者の皆様と製薬企業との連携が旧来に増して必要となってきております。その際、その連携の透明性を確保することにより、JBが医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、およびその企業活動が高い倫理性のもとに行われていることについて、広く社会からご理解をいただくことが重要であると考えております。

また、今般、欧米などでも情報公開に対する議論が活発化しており、医療関係団体、製薬企業ともに自主規範を強化し、透明性向上に対する取組みが進められています。日本でも、日本血液製剤協会等が「企業活動と医療機関等との関係の透明性ガイドライン」を策定し、医療機関等に関わる企業活動の情報を公開することが既に発表されています。

これらに鑑みまして、JBは、「基本理念」、「ビジョン」および「行動指針」に従って策定した「コンプライアンス行動宣言」に基づいて、「医療機関等との関係の透明性に関する指針」を下記の通り定めました。

本指針に従いまして、JBから国内の医療機関・医療関係者の皆様に対する資金提供等の内容につきまして、決算発表以降に、JBのホームページ等に公開させていただいております。

医療機関・医療関係者の皆様におかれましては、本件につきましてご理解を賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

医療機関等との関係の透明性に関する指針の内容

1. 基本方針

JBコンプライアンス行動宣言にもとづき、常に公正な取引を行い、医療関係者等への資金提供等の内容を公開する。

2. 目的

JBの企業活動における国内の医療機関等との関係の透明性を確保することにより、JBが医学・薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、およびJBの企業活動が高い倫理性を担保したうえで行われていることについて、社会から広く理解を得ることを目的とする。

3. 公開対象先

(1) 医療機関

病院、診療所、介護老人保健施設、薬局、その他医療に係る施設・組織（保健所、地方公共団体〔学校〕、健康保険組合など）。

(2) 研究機関

- 1) 医療機関に併設されている研究部門（例えば、国立がん研究センター内の研究所、国立循環器病研究センター内の研究所等に設置されている研究部門）。
- 2) 大学の医学・薬学系部門、ARO (Academic Research Organization)。
- 3) 大学の理学・工学等におけるライフサイエンス系の研究部門。
- 4) その他のライフサイエンス系の研究部門等（医薬基盤研究所、産業技術総合研究所、理化学研究所等）。

(3) 医療関係団体

医師会、薬剤師会、医学会、薬学会等の他、公正競争規約運用基準の「団体性の判断基準」による団体性のある医療関係団体で「〇〇研究会」等の名称の如何を問わない。

(4) 財団等

- 1) 医学・薬学系の財団法人等（社団法人、財団法人、会社法人、NPO 法人、社団等）。
- 2) 特定臨床研究の研究資金等の管理を行う団体（CRO など含む）。

(5) 医療関係者等

医療担当者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、その他医療・介護に携わる者）および医療業務関係者（医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他当該医療機関において医療用医薬品の選択または購入に関与する者）。

(6) 医学、薬学系の他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者

4. 公開対象となる資金等

(1) 金額等の価額を問わない。

(2) 外注業者や財団等の第三者を経由した場合を含む。

(3) 資金等には 医薬品や機器等の現物も含む。ただし、臨床試用医薬品、製剤見本、治験薬は除く。

(4) 賛助会費、学会等の会合開催に付随しない広告料は除外する。

(5) 本指針の公開対象先と患者団体または患者支援団体が共催するイベント等に対する資金等の提供は、本指針による公開とし、「患者団体との関係の透明性に関する指針」の対象としない。

5. 公開対象

【A】研究費開発費等 【B】学術研究助成費 【C】原稿執筆料等 【D】情報提供関連費

【E】その他の費用

6. 公開時期と方法

情報公開は2012年度より実施し、毎年前年度分を当該年度の決算発表後にJBホームページ等で公開する。

以 上